

証券コード 7985  
(発信日) 2026年6月10日  
(電子提供措置の開始日) 2026年6月4日

株 主 各 位

神奈川県厚木市上古沢411番地

**ネポン株式会社**

代表取締役社長兼CEO 福田 晴久

## 第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第79回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスいただき、「IR情報」、「株式情報」の順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.nepon.co.jp>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスいただき、銘柄名（ネポン）又は証券コード（7985）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始予定午前9時）
2. 場 所 神奈川県厚木市上古沢411番地  
本社・厚木事業所 事務棟5階大会議室  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご来場ください。）
3. 目的事項  
報告事項
1. 第79期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）  
事業報告及び連結計算書類報告並びに会計監査人及び監査  
役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第79期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）  
計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

## 【ご注意事項】

- ◎株主総会へのご出席に際しましては、開会時刻間際になりますと会場受付が大変混雑いたしますので、多少お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。当日の受付開始時刻は午前9時を予定しております。なお、体調不良と思われる株主様の入場をお断りする場合がございます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として委任する場合に限られます。この場合代理権を証明する書面の提出が必要となります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をされた株主様に交付する書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
  - ① 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）
  - ② 会社の支配に関する基本方針
  - ③ 連結株主資本等変動計算書
  - ④ 連結注記表
  - ⑤ 株主資本等変動計算書
  - ⑥ 個別注記表したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査した対象書類の一部であります。
- ◎ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛の表示があったものとして取り扱います。
- ◎本株主総会に関しましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。
- ◎本株主総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

# 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境が改善するなかで、各種政策の効果もあり、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、イラン軍事衝突の長期化懸念から、日本国内においても原油利用製品の供給不足及び価格高騰、更には為替相場の円安傾向に伴う輸入物価上昇といった、今後の景気への悪影響要因が重なりつつあります。

このような経営環境の中で、当社グループは『お客様が求める環境作りのために私たち(社員)はお客様の声を起点に農と住の明日を創造する会社を目指します』を事業骨子とし、引き続き販売力の強化や新製品の開発に取り組んでまいりました。

当社グループが主力としております熱機器事業は、気候災害に強い低コスト型園芸施設の大工工事受注や、ロードヒーティング設置工事等熱機器工事受注増加により、前期に比べて売上が増加いたしました。

その結果、総売上高は74億1千7百万円(前期比1.9%増)となりました。

損益面においては、在庫圧縮を目的とした材料等仕入抑制や、各種経費の削減に注力してまいりました。

以上の結果、売上総利益は前期比2千6百万円増加し、販売費及び一般管理費は前期比8百万円減少し、営業利益は7千万円(前期比99.2%増)、経常利益は7千8百万円(前期比7.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は3千7百万円(前期は2億8千3百万円の赤字)と、いずれも前期を上回る結果となりました。

当連結会計年度のセグメント別の業績は、以下のとおりとなります。  
セグメント別売上高

(単位：千円)

事業	2026年3月期 (当連結会計年度) 第79期		2025年3月期 (前連結会計年度) 第78期		対前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減比
熱機器事業	6,949,647	93.7%	6,770,434	93.0%	179,212	2.6%
衛生機器事業	466,854	6.3%	505,707	7.0%	△38,852	△7.7%
その他事業	1,140	0.0%	1,331	0.0%	△190	△14.3%
合計	7,417,643	100%	7,277,473	100%	140,169	1.9%

### 熱機器事業

当社グループが主力としております熱機器事業は、気候災害に強い低コスト型園芸施設の大口工事受注や、ロードヒーティング設置工事等熱機器工事受注増加により、前期に比べて売上高が増加し、熱機器事業の売上高は69億4千9百万円(前期比2.6%増)となりました。

### 衛生機器事業

衛生機器事業においては、簡易水洗便器の防災対策に伴う受注が一巡したことにより、売上高は4億6千6百万円(前期比7.7%減)となりました。

### 次期(2026年4月1日～2027年3月31日)の見通し

今後の見通しにつきましては、イラン軍事衝突の長期化懸念から、日本国内においても原油利用製品の供給不足及び価格高騰、更には為替相場の円安傾向に伴う輸入物価上昇といった景気下振れが懸念され、先行き不透明な状況となっています。一方、社会環境では、農業界におきましても温室効果ガス削減対応が急務となっており、その推進目標等は農林水産省により「みどりの食料システム戦略」として公表されています。

このような状況の中で、当社は、経済環境へ対応すべく、お客様の農業負担軽減や、事業採算改善が実現できるデジタル技術を活用した製品やサービスの開発と提供に加え、取り扱い製品の品質向上と製造コスト削減

を図ってまいります。また、社会環境へも対応すべく、化石燃料使用による温風暖房機とヒートポンプを併用しつつヒートポンプを優先的に運転させる連動制御システム促進による化石燃料使用量削減や、次世代エネルギー活用等により、農業界における温暖化ガス排出量削減を目指してまいります。

翌連結会計年度の業績見通しとしては、売上高74億5千万円、営業利益6千万円、経常利益4千5百万円、親会社株主に帰属する当期純利益3千万円を見込んでおります。

② 設備投資の状況

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

該当事項はありません。

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2023年3月期 第76期	2024年3月期 第77期	2025年3月期 第78期	2026年3月期 (当連結会計年度) 第79期
売上高(千円)	7,992,764	7,774,331	7,277,473	7,417,643
経常利益(千円)	396,526	82,136	73,399	78,608
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円) 又は純損失(△)	285,166	64,982	△283,546	37,737
1株当たり当期純利益 (円) 又は純損失(△)	297.81	67.86	△296.13	39.41
総資産(千円)	7,220,399	6,904,031	6,068,175	5,887,660
純資産(千円)	2,609,193	2,627,131	2,377,042	2,443,424
1株当たり純資産額(円)	2,724.89	2,743.71	2,482.56	2,551.98

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は純損失(△)は期中平均発行済株式数(自己株式数を除く)により算出しております。

2. 第78期の数値は、誤謬の訂正を反映した数値を記載しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2023年3月期 第76期	2024年3月期 第77期	2025年3月期 第78期	2026年3月期 (当事業年度) 第79期
売上高(千円)	7,876,202	7,646,845	7,182,489	7,347,435
経常利益(千円)	398,307	73,968	58,635	74,181
当期純利益 又は純損失(△)(千円)	288,698	55,897	△291,272	29,295
1株当たり当期純利益 (円) 又は純損失(△)	301.50	58.38	△304.20	30.60
総資産(千円)	7,147,478	6,877,706	6,029,808	5,847,767
純資産(千円)	2,569,644	2,583,547	2,305,922	2,383,666
1株当たり純資産額(円)	2,683.59	2,698.19	2,408.28	2,489.57

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は純損失(△)は期中平均発行済株式数(自己株式数を除く)により算出しております。

2. 第78期の数値は、誤謬の訂正を反映した数値を記載しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係  
該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
NEPON(Thailand)Co.,Ltd.	2,000千タイバーツ	49.0%	熱機器製品の仕入、販売

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

④ その他の重要な事項  
該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、底打ち感はあるものの施設園芸業界における設備投資の減退、また、資材の高騰による原価の上昇により、厳しい状況が続くものと予想しております。以下の重点項目を更に強化することにより収益力の向上及び経営体質の強化を図ってまいります。

#### ① 2050年ゼロエミッションの実現に向けて

農林水産省が発表した「みどりの食料システム戦略」に則り、2050年ゼロエミッションの実現に向け、当社グループとしてはヒートポンプとのハイブリッド暖房の推進、LPGなどのガスへの燃料転換に注力してまいります。さらに、次世代エネルギー源の活用として、新エネルギーの調査研究、CO<sub>2</sub>回収などの技術開発に投資し、農と住の脱炭素を目指し環境対応力を向上させてまいります。

#### ② IoTの更なる進化

施設園芸業界におけるデファクトスタンダード（業界標準）を目指すべく、デジタル技術を活用したIoT関連事業への取り組みとして、複数の自治体、JAと連携し、農用IoTプラットフォームを構築することと同時にCO<sub>2</sub>の排出量などのデータ収集を進めてまいります。また、住環境用機器等のモニタリングシステム投入によるデータの活用等、IoT関連サービスの拡大に努めてまいります。IoT関連事業の推進体制については、社内リソースや外部との連携により拡充するとともに、社内ITシステムを刷新し、データ活用事業の体制を構築してまいります。

- ③ お客様に高い価値と安心を届けるプロ集団を目指す取り組み  
高品質な製品・サービスの追求、新たな製品・事業モデルの構築、人材育成の強化、社内業務改善の継続等、多層的な取り組みを連動させることにより、お客様に高い価値と安心を届けるプロ集団を目指してまいります。
- ④ QCDSの徹底  
Quality（品質）、Cost（コスト）、Delivery（納期）、Safety（安全）の各要素を軸に、生産ラインを中心とした継続的な改善活動を推進してまいります。  
また、在庫およびスペースの削減（前期比約10%）等の具体的施策を通じ、オペレーションの効率化と品質水準の底上げを図ってまいります。
- ⑤ メンテナンス・サービスの強化  
IoT技術により、現場からのデータを収集し、メンテナンス・サービスへの利活用を推進してまいります。  
また、メンテナンス・サービスのネットワークを拡充し、顧客満足度および収益の向上を図るとともに、企業価値の向上に努めてまいります。
- ⑥ 内部統制の取り組み  
当社グループでは「内部監査室」と「コンプライアンスリスク管理委員会」を設置しております。「コンプライアンスリスク管理委員会」内部には「安全衛生委員会」、「情報管理室」、「危機管理対策室」を併設し、全ての従業員が法令順守はもとより、社会規範、倫理観を共有するよう推進します。企業の透明性を高め、全てのステークホルダーから信頼され得る職務の執行、行動を心掛け、健全な企業運営に努めてまいります。

(5) 企業集団の主要な事業セグメント（2026年3月31日現在）

当社グループは、熱機器及び衛生機器等の製造販売並びにこれらに伴う付帯工事の設計施工を行うとともに、アフターサービス業務を行っております。

当連結会計年度における、各事業に係る主な事業内容は概ね次のとおりであります。

事	業	主 要 な 製 品 等
熱機器事業	農用機器	施設園芸用温風暖房機（ハウスカオノキ） 施設園芸用ヒートポンプ（ネボングリーンパッケージ・誰でもヒーポン） 地熱水利用温風発生装置（グリーンソーラ） 施設園芸用温水ボイラ（ハウスボイラ） 光合成促進機（グロウエア） 施設園芸用ファン 施設園芸用複合環境制御装置 施設園芸用温室天窓開閉装置 乾燥用熱風発生機（カワイター） 施設園芸冷暖房工事 農業機器の関連サービス 農業ICTクラウドサービス（Chabu-Dai）
	汎用機器	ビル・工場用温風暖房機（熱風炉） 業務用温水ボイラ（オートカン） 工場用温風暖房機（ヒートトップ） 無圧式温水発生機（シンクロヒータ） 融雪・給湯・暖房・多目的ボイラ（ヒートクイック） コインシャワー装置 給湯・暖房工事 汎用機器の関連サービス
衛生機器事業		泡洗式簡易水洗便器（パールトイレ） 水洗式簡易水洗便器（プリティーナ） 温水洗浄便座（プリティシャワー） パールトイレ用界面活性剤（ネボノール） 業務用トイレシステム 便槽、ポンプアップ槽、中継槽、受水槽 衛生工事 衛生機器の関連サービス
その他事業		搬送機器サービス等

(6) 企業集団の主要な事業所、営業所及び工場（2026年3月31日現在）

① 当社

本社及び工場	: 神奈川県厚木市
札幌営業所	: 北海道札幌市
さいたま営業所	: 埼玉県さいたま市
名古屋営業所	: 愛知県名古屋
高松営業所	: 香川県高松市
福岡営業所	: 福岡県太宰府市

② 子会社

NEPON(Thailand)Co.,Ltd. : タイ バンコク

(7) 使用人の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
247 (41) 名	△12 (2) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
240 (41) 名	△12 (2) 名	43.6歳	14.3年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	805,000千円
株式会社きらぼし銀行	584,670千円
株式会社横浜銀行	200,000千円
株式会社みずほ銀行	135,066千円
株式会社りそな銀行	25,010千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 2,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 962,948株
- (3) 株主数 1,481名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
福田晴久	120	12.61
佐藤商事株式会社	120	12.53
ネボン共栄会	80	8.39
住田誠司	48	5.02
株式会社三井住友銀行	47	4.98
日興通信株式会社	24	2.56
鈴木愛子	23	2.49
ネボン社員持株会	23	2.43
東京ソフト株式会社	22	2.35
名井明	13	1.45

(注) 持株比率は自己株式 (5,487株) を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長兼CEO	福 田 晴 久	
取締役副社長兼COO	川 本 武 史	営業サービス本部長
取 締 役	堀 建 二 郎	管理本部長
取 締 役	丹 恭 一	生産本部長
取 締 役	柳 田 隆 治	佐藤商事株式会社常務執行役員
監 査 役	番 三 千 郎	常勤監査役
監 査 役	大 川 康 平	大川法律事務所代表
監 査 役	漢 昭 弘	かがやき税理士法人社員税理士

- (注) 1. 取締役柳田隆治氏は社外取締役であります。
2. 監査役大川康平、漢昭弘の両氏は社外監査役であります。
3. 常勤監査役番三千郎氏は長年にわたり当社の営業部門において重要な役割を担い、顧客との信頼関係構築や売上拡大に貢献するなど、実績を残してきました。営業部門で培ったビジネス感覚と実務知識により、監査役としての重要な役割を果たしています。
4. 監査役大川康平氏は弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役漢昭弘氏は税理士として培われた専門的な知識・経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 事業年度中に退任した監査役

当事業年度中、以下の監査役が退任いたしました。

監査役 小林昇氏

退任日 : 2025年6月26日

退任理由 : 任期満了

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役柳田隆治、監査役大川康平、監査役漢昭弘の3氏とも1,000千円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の概要

会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金又は訴訟によって生じた費用等を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の役員、管理職従業員等であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

### (5) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	94,434千円 (360千円)	66,474千円 (360千円)	27,960千円 (—)	— (—)	5名 (1名)
監査役 (うち社外監査役)	11,120千円 (4,800千円)	11,120千円 (4,800千円)	— (—)	— (—)	4名 (3名)
合計 (うち社外役員)	105,554千円 (5,160千円)	77,594千円 (5,160千円)	27,960千円 (—)	— (—)	9名 (4名)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、1992年6月26日開催の第45回定時株主総会において年額250,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。なお、決議当時の取締役総数は12名）、監査役の報酬限度額は、1982年8月27日開催の第35回定時株主総会において年額20,000千円以内（なお、決議当時の監査役総数は2名）と決議いただいております。

3. 2025年6月26日開催の第78回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した監査役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであり、上記の基本報酬には含まれておりません。

監査役 1名 3,900千円

4. 役員報酬等の決定に係る当事業年度からの変更点

当社は、当社の常勤取締役（代表取締役、役付取締役を含み、社外取締役は含まない）を対象として、以下内容の業績連動報酬制度を、2025年7月29日開催の取締役会にて承認可決し、当事業年度より導入しております。

・報酬の計算期間および支払期間

当事業年度の業績に基づき算定し、翌事業年度の7月末日までに支給します。

・業績連動賞与の算定

当事業年度の営業利益計画達成度及び、社員平均賞与年間支給月数月の達成度に基づき、以下の計算式により業績連動賞与達成率を算定します。

業績連動賞与達成率（※1）×基準給×（1－掛け率（※2））×12

（※1）計算式：営業利益計画達成率×0.5＋社員平均賞与月数達成率×0.5

（※2）常勤取締役の役職別に、当事業年度の期初から固定報酬額より控除する率

5. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会決議により定めており、その概要は次のとおりです。

①取締役の個人別の報酬等の額又は算定方法の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>株主総会において承認を得られた報酬等の限度額の範囲内において、各取締役の責任、役割に応じて決定</li> </ul>
②【業績連動報酬等がある場合】業績指標の内容、業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>当事業年度の営業利益計画達成度及び、社員平均賞与年間支給月数の達成度に基づき、以下の計算式により業績連動賞与達成率を算定 業績連動賞与達成率(※1)×基準給×(1－掛け率(※2))×12 (※1) 計算式：営業利益計画達成率×0.5＋社員平均賞与月数達成率×0.5 (※2) 常勤取締役の役職別に、当事業年度の期初から固定報酬額より控除する率</li> </ul>
③【非金銭報酬等がある場合】非金銭報酬等の内容、非金銭報酬等の額若しくは数又は算定方法の決定方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>非金銭報酬等はないため、現時点では方針を定めない。発生した際に改めて決定方針を定めるものとする。</li> </ul>
④基本報酬(固定報酬)、業績連動報酬等又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額(全体)に対する割合の決定方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定報酬(基本報酬)及び業績連動報酬(年次賞与)とし、取締役の個人別の報酬等の額全体に対する基本報酬(固定報酬)の割合は、代表取締役、役付取締役、取締役の区分別に、10～30%とする。今後非金銭報酬等が発生する際には改めて割合について決定方針を定めるものとする。</li> </ul>
⑤取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定報酬(基本報酬)は、毎月、一定額を支給し、業績連動報酬(年次賞与)は当事業年度の業績に基づき算定し、翌事業年度の7月末日までに支給する。</li> </ul>
⑥取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役(社長等)に委任するときは、当該取締役(社長等)の氏名又は地位若しくは担当、委任する権限の内容、当該権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずるときは、その内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役会決議により個人別の固定報酬(基本報酬)内容についての決定を取締役社長に委任している。</li> <li>取締役会会議により個人別の業績連動報酬(年次賞与)は予め定めた計算方法により算定した金額についての決定を取締役社長に委任している。</li> <li>代表取締役社長兼CEO 福田 晴久</li> <li>委任する権限の内容：取締役の個人別の報酬等の内容についての決定</li> <li>委任した理由：当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには取締役社長が適していると判断したため。</li> <li>当該権限が適切に行使されるようにするため、取締役会決議前に社内稟議にて全従業員の報酬額を個別に確認することにより、報酬内容の適正性を確保することになっている。</li> </ul>
⑦取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑥に記載以外特になし</li> </ul>
⑧その他個人別の報酬等についての決定に関する重要な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役柳田隆治氏は企業経営・事業戦略に関する豊富な知識・経験を有しており、佐藤商事株式会社の常務執行役員を兼務しております。佐藤商事株式会社は、当社株式の議決権の12.58%を保有しておりますが、想定される利益相反などの問題に対しては、法令並びに取締役会の規則の定めに従い、適法・適正に対応しております。また、社外取締役として佐藤商事株式会社からの独立性は確保されております。当社独自の公正な経営判断を妨げるものではありません。

監査役大川康平氏は弁護士として培われた専門的な知識・経験等を有しており、大川法律事務所の代表を兼務しております。当社と大川法律事務所との間には特別な関係はありません。

監査役漢昭弘氏は税理士として培われた専門的な知識・経験等を有しており、かがやき税理士法人の社員税理士を兼務しております。当社とかがやき税理士法人の間には特別な関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況

	取 締 役 会			監 査 役 会		
	開催回数	出席回数	出席率	開催回数	出席回数	出席率
取締役 柳 田 隆 治	18回	17回	94%	/	/	/
監査役 大 川 康 平	18回	18回	100%	12回	12回	100%
監査役 漢 昭 弘	13回	13回	100%	10回	10回	100%

- (注) 1. 取締役柳田隆治氏は、佐藤商事株式会社の常務執行役員であり、企業経営・事業戦略に関する豊富な実務経験から、取締役会の意思決定の妥当性・正当性を確保するため、助言・提言を行っております。
2. 監査役大川康平氏は弁護士としての企業法務の実務経験から、監査役漢昭弘氏は税理士としての実務経験から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・正当性を確保するため、助言・提言を行っております。
3. 監査役漢昭弘氏は2025年6月26日就任以降に開催された取締役会13回のうち全て出席しており、監査役会には10回のうち全て出席しております。出席した会議におきましては、必要に応じて税理士としての専門的見地から発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 清明監査法人

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,800千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社子会社のNEPON(Thailand)Co.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

#### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人清明監査法人は、定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令に定める額としております。

## 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,360,065	流 動 負 債	2,598,697
現金及び預金	592,590	支払手形及び買掛金	250,689
受取手形及び売掛金	1,835,927	電子記録債務	79,156
電子記録債権	692,137	短期借入金	1,550,000
商品及び製品	302,823	1年内返済予定の長期借入金	159,884
仕掛品	89,853	未払法人税等	24,422
原材料及び貯蔵品	763,974	賞与引当金	195,074
その他	83,454	製品保証引当金	5,555
貸倒引当金	△696	役員賞与引当金	27,960
固 定 資 産	1,527,594	その他	305,953
有 形 固 定 資 産	960,418	固 定 負 債	845,538
建物及び構築物(純額)	543,859	長期借入金	39,862
機械装置及び運搬具(純額)	125,058	役員退職慰労引当金	38,241
土地	222,427	退職給付に係る負債	742,015
建設仮勘定	8,983	資産除去債務	10,480
その他(純額)	60,089	製品保証引当金	3,927
無 形 固 定 資 産	214,045	その他	11,011
投資その他の資産	353,130	負 債 合 計	3,444,235
投資有価証券	148,891	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	13,960	株 主 資 本	2,349,268
退職給付に係る資産	147,455	資 本 金	601,424
その他	43,088	資 本 剰 余 金	150,601
貸倒引当金	△267	利 益 剰 余 金	1,606,358
資 産 合 計	5,887,660	自 己 株 式	△9,115
		その他の包括利益累計額	94,156
		その他有価証券評価差額金	66,940
		為替換算調整勘定	△30,922
		退職給付に係る調整累計額	58,138
		純 資 産 合 計	2,443,424
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,887,660

## 連結損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		7,417,643
売 上 原 価		4,872,682
売 上 総 利 益		2,544,960
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,474,363
営 業 利 益		70,597
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	192	
受 取 配 当 金	3,218	
受 取 地 代 家 賃	8,400	
為 替 差 益	8,839	
補 助 金 収 入	10,385	
そ の 他	9,542	40,578
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	28,511	
そ の 他	4,054	32,566
経 常 利 益		78,608
特 別 利 益		
受 取 保 険 金	5,178	5,178
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,243	
損 害 賠 償 金	16,009	
そ の 他	2,001	21,254
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		62,533
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	16,084	
法 人 税 等 調 整 額	8,711	24,796
当 期 純 利 益		37,737
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		-
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		37,737

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,273,916	流 動 負 債	2,576,826
現金及び預金	539,073	支 払 手 形	757
受 取 手 形	40,132	電 子 記 録 債 務	79,156
電 子 記 録 債 権	692,137	買 掛 金	174,856
売 掛 金	1,221,728	工 事 未 払 金	81,615
完 成 工 事 未 収 入 金	573,320	短 期 借 入 金	1,550,000
商 品 及 び 製 品	294,901	1年内返済予定の長期借入金	159,884
仕 掛 品	81,627	未 払 金	19,109
未 成 工 事 支 出 金	8,225	未 払 費 用	179,044
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	763,426	未 払 消 費 税 等	54,113
前 払 費 用	30,054	未 払 法 人 税 等	24,422
未 収 入 金	1,770	前 受 金	99
そ の 他	28,210	預 り 金	10,755
貸 倒 引 当 金	△693	前 受 収 益	700
固 定 資 産	1,573,851	賞 与 引 当 金	195,074
有 形 固 定 資 産	960,418	製 品 保 証 引 当 金	5,555
建 物	453,098	役 員 賞 与 引 当 金	27,960
構 築 物	90,761	そ の 他	13,720
機 械 及 び 装 置	124,634	固 定 負 債	887,275
車 両 及 び 運 搬 具	424	長 期 借 入 金	39,862
工 具 器 具 及 び 備 品	60,089	退 職 給 付 引 当 金	783,752
土 地	222,427	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	38,241
建 設 仮 勘 定	8,983	資 産 除 去 債 務	10,480
無 形 固 定 資 産	214,045	製 品 保 証 引 当 金	3,927
ソ フ ト ウ ェ ア	81,415	そ の 他	11,011
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	129,025	負 債 合 計	3,464,101
電 話 加 入 権	3,604	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	399,386	株 主 資 本	2,316,726
投 資 有 価 証 券	148,891	資 本 金	601,424
出 資 金	724	資 本 剰 余 金	150,601
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	122,000	資 本 準 備 金	116,003
破 産 更 生 債 権 等	254	そ の 他 資 本 剰 余 金	34,597
繰 延 税 金 資 産	40,490	利 益 剰 余 金	1,573,816
会 員 権	862	利 益 準 備 金	12,256
前 払 年 金 費 用	106,842	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,561,560
そ の 他	40,587	繰 越 利 益 剰 余 金	1,561,560
貸 倒 引 当 金	△61,267	自 己 株 式	△9,115
資 産 合 計	5,847,767	評 価 ・ 換 算 差 額 等	66,940
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	66,940
		純 資 産 合 計	2,383,666
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,847,767

# 損 益 計 算 書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		
製 品 売 上 高	5,421,262	
完 成 工 事 高	1,926,172	7,347,435
売 上 原 価		
製 品 売 上 原 価	3,580,044	
完 成 工 事 原 価	1,253,385	4,833,429
売 上 総 利 益		2,514,005
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,449,592
営 業 利 益		64,412
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,020	
受 取 配 当 金	3,218	
受 取 地 代 家 賃	8,400	
為 替 差 益	8,839	
補 助 金 収 入	10,385	
そ の 他	9,471	42,335
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	28,511	
そ の 他	4,054	32,566
経 常 利 益		74,181
特 別 利 益		
受 取 保 険 金	5,178	5,178
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,243	
損 害 賠 償 金	16,009	
そ の 他	2,001	21,254
税 引 前 当 期 純 利 益		58,105
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	16,084	
法 人 税 等 調 整 額	12,726	28,810
当 期 純 利 益		29,295

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

ネポン株式会社  
取締役会 御中

### 清明監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 北倉 隆一  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 島貫 幸治  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ネポン株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ネポン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施す

る。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

ネポン株式会社  
取締役会 御中

### 清明監査法人

東京都千代田区

指定社員	公認会計士	北倉	隆一
業務執行社員			
指定社員	公認会計士	島貫	幸治
業務執行社員			

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ネポン株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、就任前の期間の監査事項については前任監査役より引継ぎを受け、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月26日

ネボン株式会社 監査役会

常勤監査役 番 三千郎 ⑩

社外監査役 大 川 康 平 ⑩

社外監査役 漢 昭 弘 ⑩

(注) 監査役大川康平及び監査役漢昭弘は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、財務の状況や今後の事業展開等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金12円  
総額 金11,489,532円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年6月29日

## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
1	ふくだ はるひき 福田 晴久 (1971年7月9日)	1998年4月 富士電機株式会社入社 2000年3月 当社入社 2002年10月 専務取締役 2006年6月 代表取締役社長 2006年7月 代表取締役兼代表執行役員 2023年6月 代表取締役社長兼CEO(現任)	120,756株
2	かわもと たけし 川本 武史 (1968年1月16日)	1992年4月 通商産業省入省(現 経済産業省) 2004年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン 2008年7月 東京エレクトロン株式会社 入社 2014年4月 ビアメカニクス株式会社 入社 2014年12月 同社 取締役副社長兼経営戦略本部長 2018年4月 アリックス・パートナーズ ディレクター 2021年3月 ボストン・コンサルティング・グループ パートナー 2022年7月 同社 マネージングディレクター アンド パートナー 2023年2月 当社顧問 2023年6月 取締役副社長兼COO IoT事業本部長 2024年4月 取締役副社長兼COO 営業サービス本部長(現任)	3,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
3	堀 建二郎 (1968年2月2日)	1991年4月 株式会社住友銀行入行 (現 株式会社三井住友銀行) 2017年4月 同行日暮里支店長 2022年4月 同行市場決済部付部長 2023年1月 当社顧問 2023年4月 管理本部長 2023年6月 取締役 管理本部長 (現任)	900株
4	丹 恭一 (1962年7月5日)	1985年4月 当社入社 2015年4月 執行役員 海外事業本部長 兼NEPON(Thailand)Co.,Ltd. 代表取締役社長 2022年4月 執行役員 生産本部長 兼NEPON(Thailand)Co.,Ltd. 代表取締役社長 2022年11月 執行役員 生産本部長 2024年4月 生産本部長 2024年6月 取締役 生産本部長 (現任)	1,300株
5	柳田 隆治 (1969年12月2日)	2000年6月 佐藤商事株式会社入社 2011年4月 同社神奈川支店長 2015年6月 当社社外取締役 (現任) 2019年4月 佐藤商事株式会社統括部長 2022年6月 同社執行役員 2024年4月 同社上席執行役員 2025年4月 同社常務執行役員 (現任)	200株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 柳田隆治氏は社外取締役候補者であります。同氏は現在、佐藤商事株式会社の常務執行役員を務めており、企業経営および事業戦略に関する豊富な実務経験と高度な見識を有しております。これらの知見を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した立場から、当社の経営に対する監督機能を発揮するとともに、取締役会における意思決定の適正性および透明性の向上に資する適切な助言・提言を行っていただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
3. 柳田隆治氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって11年となります。

4. 当社は柳田隆治氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金又は訴訟によって生じた費用等を当該保険契約により填補することとしております。全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。本議案が承認された場合、選任された全ての取締役は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しています。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、候補者茂木孝之氏は社外監査役以外の監査役の補欠として選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。

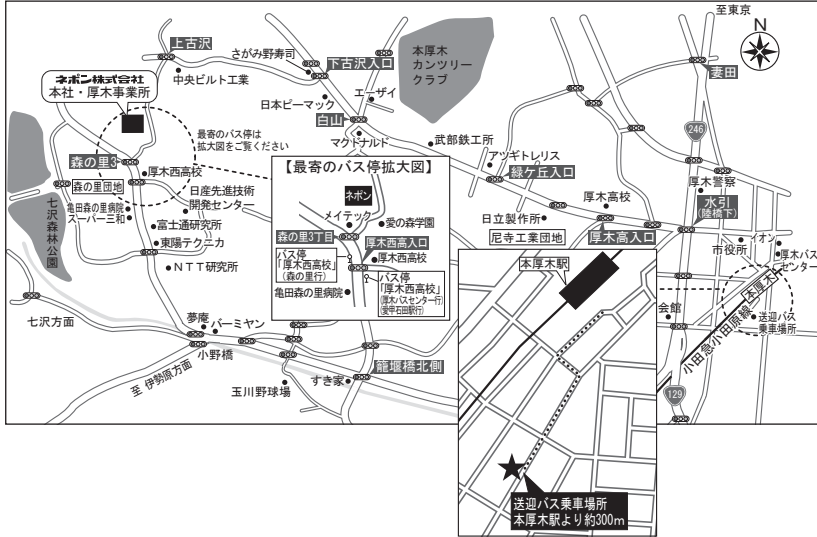
ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
もてぎ たかゆき 茂木 孝之 (1952年1月1日)	1974年4月 当社入社 2007年4月 管理本部情報システム部長 2015年7月 内部監査室長 2024年6月 当社退社 現在に至る	200株

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金又は訴訟によって生じた費用等を当該保険契約により填補することとしております。茂木孝之氏が社外監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場 神奈川県厚木市上古沢411番地  
本社・厚木事業所 事務棟5階大会議室  
連絡先：046-247-3111



## 【電車の場合】

■小田急線・本厚木駅又は愛甲石田駅を下車。以降、タクシーかバスをご利用ください。  
当日は、本厚木駅より送迎バスを運行いたしますので、ご利用ください。

## 【本厚木駅下車の場合】

- 送迎バス利用 厚木市旭町1-8-6 パストラルビル前  
(本厚木駅南口より約300m (上記地図参照))  
出発時間：午前9時  
※交通状況により多少の遅れが生じる場合があることをご了承ください。  
※定員を超えた場合には乗車をお断りすることになりますので、予めご了承ください。
- タクシー利用 本厚木駅北口タクシー乗り場より (約6km)
- バス利用 本厚木駅 厚木バスセンター (本厚木駅東口より徒歩3分)  
9番乗り場より  
【厚44 赤羽根・高松山經由 森の里行】にて「厚木西高校」下車。  
乗車時間約32分。バス停より徒歩8分。

## 【愛甲石田駅下車の場合】

- タクシー利用 愛甲石田駅タクシー乗り場より (約6km)
- バス利用 愛甲石田駅 4番乗り場より  
【愛17 上愛甲・広町橋・通信研究所前經由 森の里行】にて  
「厚木西高校」下車。乗車時間約17分。バス停より徒歩8分。  
※同じ乗り場から出る「日産先進技術開発センター行」は  
「厚木西高校」まで行きませんのでご注意ください。